

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第 1 条 森林経営管理法第 36 条第 3 項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- （1） 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- （2） 審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第 3 条 委員会は、別表の委員で組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める任務が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員長は秩父市農林部長をもって充て、副委員長は秩父市農林部森づくり課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 申請団体に所属する委員は、当該審査及び選定に参加できない。

（委員以外の出席）

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

- 2 委員長は、必要に応じて民間事業者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、秩父市農林部森づくり課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 5 年 8 月 2 2 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 1 0 月 2 2 日から施行する。

構成委員

所属組織	役 職
秩父市	農林部長
秩父市	農林部森づくり課長
林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所	森林技術指導官
埼玉県秩父農林振興センター	林業部林業支援担当部長
公益社団法人埼玉県農林公社	森林局林務部長